

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年11月21日 14時10分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島北西方沖 蓋井島灯台から真方位310° 8.0海里付近 （概位 北緯34° 11.1′ 東経130° 39.6′）
インシデントの概要	プレジャーボートENTER PRISE 39は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ENTER PRISE 39、5.7トン 290-55482山口、有限会社山九企画（A社） ディーゼル機関、4サイクル、出力279.50kW、回転数毎分 2,700、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油、平成13年 9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せて航行中、主機の冷却清水温度上昇の警報（以下「本件警報」という。）が鳴った。</p> <p>船長は、主機をアイドル状態としたが、本件警報が止まらず、原因を調べたが判明せず、オーバーヒートする危険があると判断して主機を停止し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>機関修理事社担当者は、本インシデント後、原因を調査したところ、主機冷却海水ポンプのベアリングが摩耗し、ポンプ軸にがたつきが生じてメカニカルシール部から海水が漏れ、冷却清水クーラーに送られる冷却海水流量が減少し、冷却清水温度が上昇して本件警報が鳴ったと判断した。</p> <p>本船は、令和3年8月にA社が購入して以来、主機冷却清水温度上昇等の不具合が生じたことがなく、主機冷却海水ポンプの開放点検を実施したことがなかった。</p>
分析	本船は、航行中、主機冷却海水ポンプのベアリングが経年劣化により摩耗し、ポンプ軸にがたつきが生じてメカニカルシール部から海水が漏れたことから、冷却清水クーラーに送られる冷却海水流量が減少し、主機の冷却清水温度が上昇して本件警報が止まらず、主機の運転

	ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、主機冷却海水ポンプのベアリングが経年劣化により摩耗し、ポンプ軸にがたつきが生じてメカニカルシール部から海水が漏れたため、冷却清水クーラーに送られる冷却海水流量が減少し、主機の冷却清水温度が上昇して本件警報が止まらず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、定期検査等で主機を開放検査する際だけでなく、船舶を購入した際においても、主機に付属する補機も開放点検すること。